

救急講習会訓練資器材の貸出し等についての注意事項

消防局から資器材を借り受け、講習会を開催するときは以下に定めることについて遵守すること。遵守できなかつた際は、指導員の取り消し及び以後その施設への訓練資器材の貸し出しを中止いたします。

1 救急講習会訓練資器材を使用時の注意点

(1) 救急講習会訓練資器材の管理

- ア 当実施要領第5項(1)に定めること。
- イ 救急講習会の目的以外に使用しないでください。
- ウ 適正な維持管理を行ってください。

(2) 救急講習会訓練資器材の返却

- ア 救急講習会訓練資器材借用申請書の希望貸し出し期間を必ず遵守することとします。(返却できない際は必ず消防局及び貸し出し消防署に連絡すること。)
- イ 以下に掲げる場合は、直ちに救急講習会訓練資器材の返却とします
 - (ア) 上記(1)の管理義務を違反した場合
 - (イ) 指導員等の資格を失ったとき
 - (ウ) 開催救急講習会が中止になった場合等、救急講習会訓練資器材が不用となったとき
 - (エ) その他消防局長が返却を命じたとき

2 訓練人形等がき損・亡失・又は盗難にあった場合

- (1) 速やかに消防局まで連絡して下さい。
- (2) 申請者にあつては、き損・亡失・盗難にあつた際は、事情に関わらず損害額に相当する金額を求めます。

上記の内容について同意いたします。

令和 年 月 日

署 名 _____